

令和4年度 第2回
三郷市都市計画審議会
議 案 書

令和4年12月12日(月)

三郷市役所 全員協議会室

議案第1号

草加都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】

(三郷市決定)

草加都市計画生産緑地地区の変更（三郷市決定）

1 三郷第104号生産緑地地区を廃止する

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、草加都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、草加都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域全域で構成される。本地区は、三郷市彦成二丁目の一部について変更するものです。

2 変更の必要性

主たる農業従事者の死亡により営農の継続ができなくなり、市へ買取り申し出並びに他の農業従事者への斡旋を行ったが不調となったため、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除された。これにより、生産緑地としての機能を維持することが難しいため、生産緑地地区を本案のとおり変更するものです。

3 変更の内容

三郷第104号生産緑地地区の廃止

面積約0.08ha

変更概要書

名 称	変 更 の 内 容
三郷第 104 号生産緑地地区 (計画図 1)	法第 14 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.08ha (837 m ²) を廃止する。

三郷市生産緑地総括図



計画図1

八潮市

凡 例

- 行政界
- 市街化区域
- 防火・準防火地域
- 地区計画
- 特別工業地区
- 土地区画整理
- 都市計画道路(線)
- 都市計画公園
- 都市高速鉄道
- 自転車駐車場
- 火葬場
- 汚物処理場
- 下水処理場
- 下水道幹線(線)
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 用途地域無指定

- 凡 例
- 生産緑地区区内側
 - 生産緑地区区外側



1/10000

変更概要図

三郷第104号生産緑地地区（計画図1）



公図

三郷第104号生産緑地地区（計画図1）

